

国際ロータリー第 2680 地区 2025-26 年度ロータリー青少年交換プログラム 派遣候補生規則

1. プログラムの参加資格
2. 留学中の遵守事項
3. 派遣の取り消し（出発前）
4. 派遣の取り消し（出発後）
5. 緊急時の対応
6. 早期帰国の場合の費用負担
7. ロータリー行事への参加義務

1. 青少年交換プログラムの参加資格

青少年交換プログラムへの参加資格を下記の通り定める

- 当該地区内のロータリークラブの推薦が得られること。
地区委員会が斡旋する場合もありますが、最終的にはロータリークラブ（スポンサークラブ）の推薦が必要です。
- 日本国籍を有する健康で闊達な強い意志を持つ高校生（応募時点で中学生でも可）で出発時の年齢が原則15才～19才未満の者。
- 学年成績が上位1/2以内の者で、語学の習得に積極的な者。（英検準2級程度）
- 兵庫県内の学校に在籍する者。
- 渡航費用、衣服、保険、小遣い、その他の費用を負担する経済能力を有する家庭の子女（性別は問いません）。
- 学校長の推薦および留年または休学の許可を得られる者。
- 親（保護者）の承諾を得られる者。
- 交換留学のため、学生を派遣する家庭で海外からの留学生を3か月間程度、あずかることが可能であること。
- 派遣国を青少年交換小委員会で決定することに同意できること。
（派遣希望国を選ぶことはできません。）

2. 留学中の遵守事項

派遣生は派遣国での留学中、青少年交換プログラムの国際ルール（以下、「4D ルール」という。）を遵守する。

- Driveの禁止：自動車、オートバイ、飛行機など原動機付の乗り物の運転の禁止。
- Drinkの禁止：アルコール（含有）飲料を飲むこと、たばこの喫煙の禁止。
- Dateの禁止：恋愛関係におぼれること、性行為の禁止。
- Drugの禁止：マリファナ、コカイン、覚せい剤、大麻、危険ドラッグ等の禁止。
- その他：その国の法律を守ること、アルバイトの禁止、校則を守ることなど。

3. 派遣の取り消し（出発前）

派遣生が、次に掲げる場合に該当した場合には、青少年交換小委員会は、スポンサークラブと協議した上、派遣を取り消すものとする。

- 青少年交換小委員会が開催するオリエンテーションに正当な理由なく欠席した場合。
- 青少年交換小委員会が、オリエンテーションの受講態度から、相手国へ派遣学生として派遣することが不相当であると判断した場合。
- 社会生活及び学校生活において、補導又は逮捕される等の事件を起こした場合。
- その他、派遣生として相応しくない問題を起こした場合。

4. 派遣の取り消し（出発後）

派遣生が、受入国へ派遣中に次に掲げる場合に該当した場合には、受入国担当地区青少年交換小委員会、スポンサークラブ、保護者及び学校関係者と協議の上、派遣生をその意思に関係なく早期帰国させるものとする。

- 受入地区青少年交換委員会から、派遣生として不適格と判断された場合。
- 4Dルール及び相手国の法規に違反する行為を行った場合。
- 登校拒否、ノイローゼ、拒食症、重症のホームシック、病気及び怪我等により日常生活が困難となった場合。
- アプリケーションに記載した交換規則と条件に反した場合。
- 門限時刻を過ぎての無許可の外出・外泊など、風紀を乱し生活態度が不良な場合。

5. 危機管理上プログラムの継続が困難な場合の対応

自然災害、広域な伝染病の蔓延（新型コロナウイルス等）、セクハラ、パワハラ等の問題等によるプログラムの中断、中止については、学生の安全の確保を最優先とし、受入地区青少年交換委員会と当地区青少年交換小委員会（危機管理委員会も含む）が十分な協議を重ねた上で、派遣継続の可否を決定する。

派遣期間中の早期帰国の決定がなされた場合には、派遣生（保護者）及びスポンサークラブは、この決定に従わなければならない。

また、緊急に帰国する際の費用については、派遣生（保護者）の負担とする。

6. 早期帰国の場合の費用負担

緊急帰国させる場合等における帰国方法については、派遣地区・当地区関係者と協議の上決定するが、緊急帰国費用（渡航費等）については保険で充当される部分を除き、派遣生（保護者）の負担となります。

7. ロータリーに関する責務

- 派遣生は、スポンサークラブと地区の会合、大会、オリエンテーション等のロータリーの行事へ課外活動に優先して参加しなければならない。
- 派遣生は、派遣国と受入国のロータリークラブ行事に参加し、スピーチをするなど、ロータリー国際親善大使としての責務を果たすよう努めなければならない。
- 派遣生は、留学中は毎月「月例報告書」をYESS (Youth Exchange Support System) にアップロードし地区委員会、スポンサークラブに報告しなければならない。
- 派遣生は帰国後、青少年交換学友会（ローテックス）に所属し、その経験を活かし青少年交換派遣生と来日生をサポートしなければならない。

国際ロータリー第 2680 地区 2025-26 年度ロータリー青少年交換長期プログラム 派遣候補生規則同意書

国際ロータリー第 2680 地区
2024-25 年度 ガバナー 矢坂 誠徳 殿
2025-26 年度 ガバナー 城 守 殿

下記に署名した申請者および申請者の両親または保護者は、派遣国に赴きロータリー青少年交換長期プログラム参加者として、ロータリーの承認した数家庭に滞在することに同意いたします。

下記に署名した申請者とその両親または保護者は、申請者がこのプログラムに受け入れられ、参加することを考慮して、ホスト国への往復の期間を含め、青少年交換長期プログラムへの参加期間中または参加によって生じるいかなるについても、法律に抵触するようなことは一切しないことを承諾し、同意いたします。また、金銭または物品の遺失、損傷、申請者の死亡に対しても、このプログラム中の注意不行き届きであるか否かに関わらず、また申請者、両親または保護者が損害を受けたり、損害賠償を請求できたりするとしても個人に責を負わせるようなことは一切いたしません。

私どもは、全ての懸案事項については、地区危機管理マニュアルに沿った処置をとることに同意いたします。

私どもは、専門医が申請者の病気または障害に対する処置として必要または適当と認められた場合は、それに対する投薬、処方、治療を行うことを承諾いたします。

私どもは、ホストロータリークラブの会長もしくはロータリークラブや地区、またはロータリークラブや地区が合同して行う行事の引率者が、申請者とその両親または保護者に代わって、緊急処置を行うことを承諾いたします。

私どもは、それぞれがこの規則を読み、理解し、この規則を守ることに同意いたします。

違反した場合、交換が終結させられる場合もあることを了解いたします。さらに、これらの規則や他の規則の施行にあたってはホスト地区ガバナーに最終権限があり、しかるべき通告があれば他の規則が課せられる事もあるということに同意いたします。

西暦 2024 年 月 日

(申請者・学生) 署名 _____

(保護者) 署名 _____

署名 _____

原本は9月18日(水)までに到着するよう郵送にてガバナー事務所へお送りください。
(可能ならば署名した書式をスキャンして先にデータにてお送りください)